

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年4月25日

群馬県知事 あて

提出者 〒370-3513  
住 所 群馬県高崎市北原町71番地

氏 名 医療法人関越中央病院  
理事長 原澤 信雄

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 027-373-5115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人関越中央病院
事業場の所在地	群馬県高崎市北原町71番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	90床
③従業員数	280名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本産業規格 A列4番)



## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】						
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物						
	排出量	66.39 t	t					
	(これまでに実施した取組)							
・分別の徹底								
②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物						
	排出量	50 t	t					
(今後実施する予定の取組)								
・分別の徹底の継続								

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

		(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
①現状		
②計画		(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

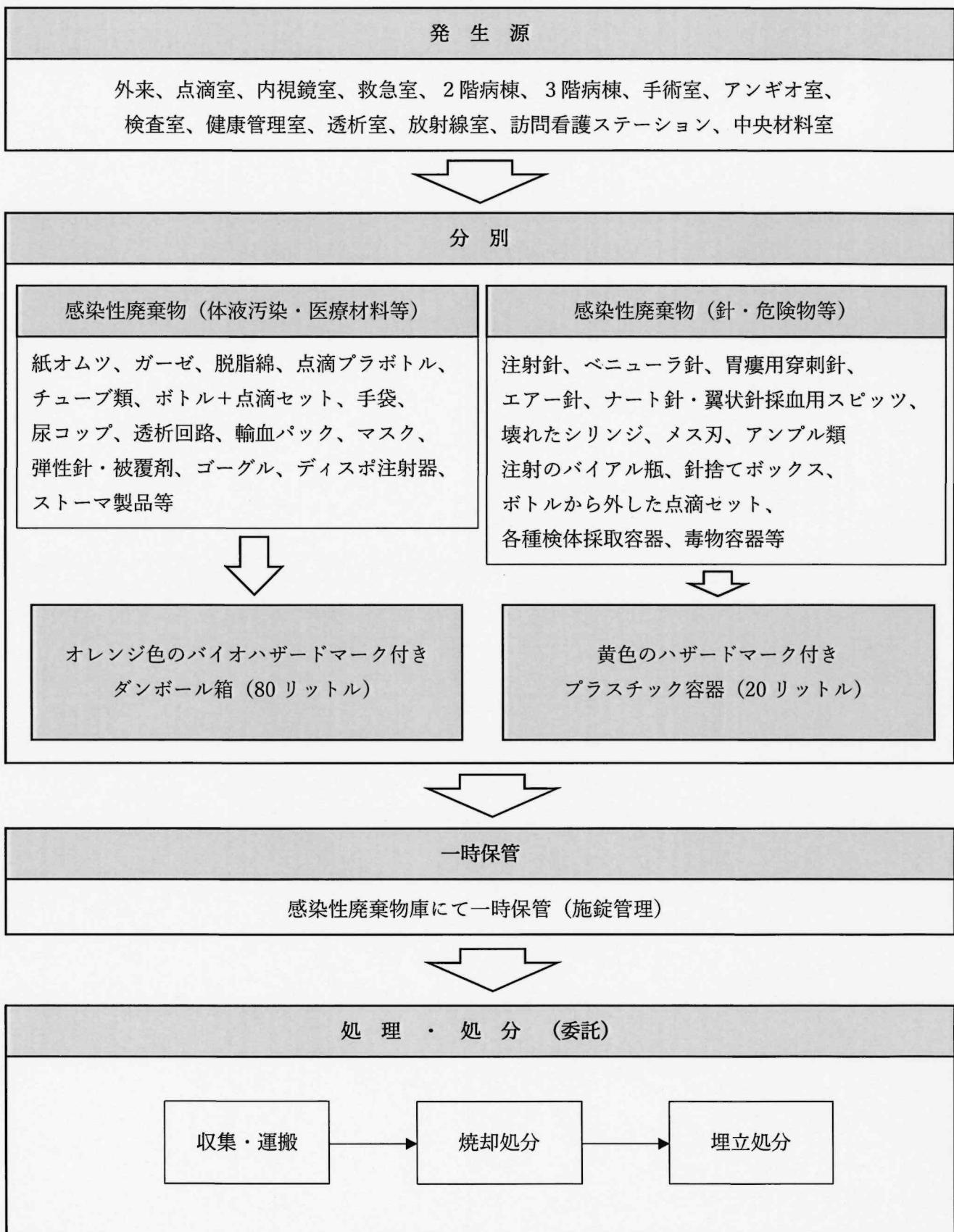
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度( 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和4年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	66.39 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
適正処理を確認するため、委託先処理事業者の最終処分場の現地確認を行なう			

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物
		全処理委託量	50 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	②計画	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		適正処理を確認するため、委託先処理事業者の最終処分場の現地確認を行なう。		
		【前年度（令和4年度）実績】		
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	66.39t	
		(今後実施する予定の取組等)		
		電子マニフェストを継続して使用する。		
	※事務処理欄			

## 備考

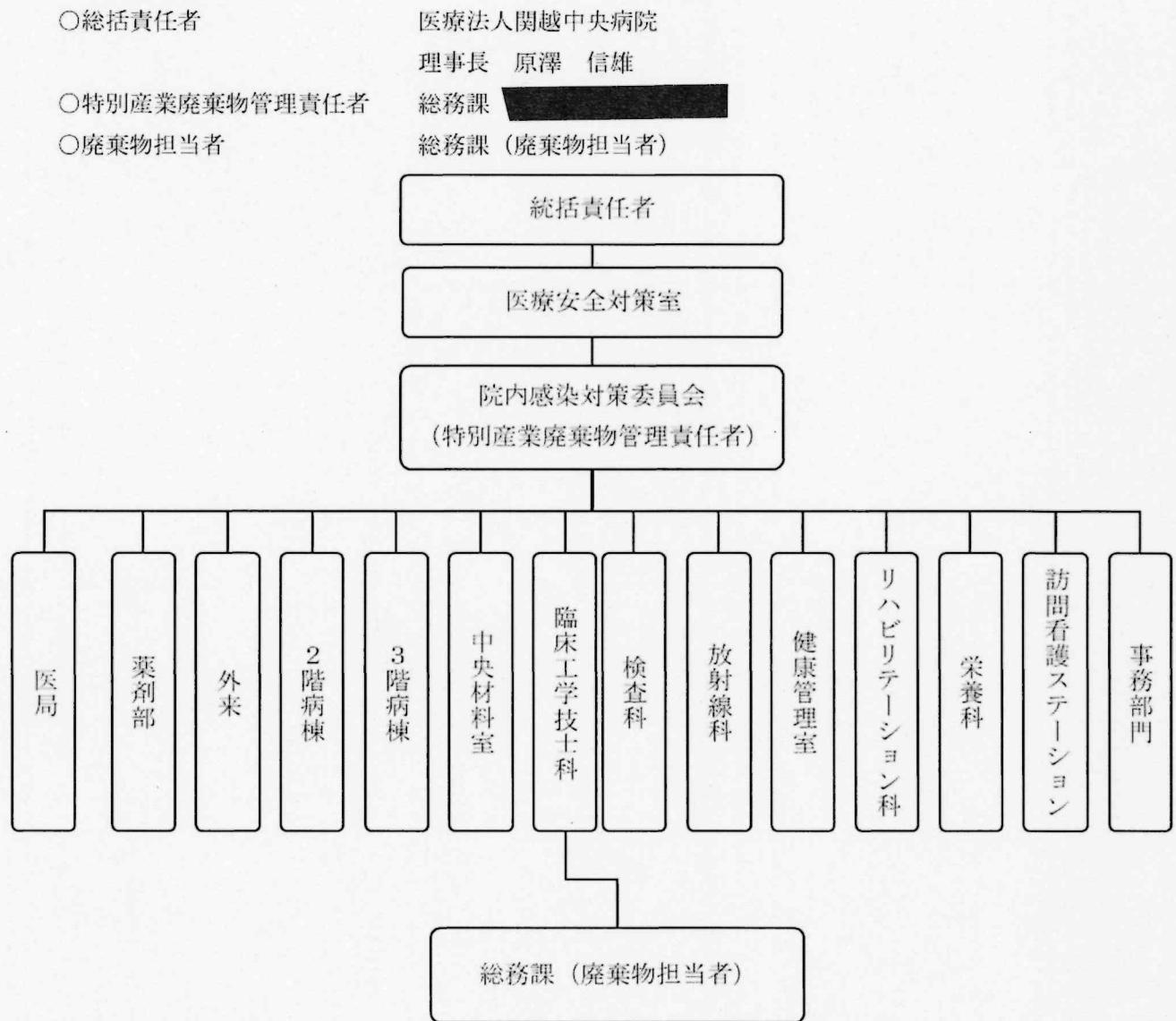
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及びその理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物処理フローチャート



## 産業廃棄物処理管理体制に関する事項

### 1) 責任者及び管理組織図



### 2) 管理体制の強化及び教育、研修

廃棄物処理と感染対策を結び付け、院内での廃棄、回収、運搬、処理等のマニュアルを徹底し、事故が発生しないよう職員の廃棄物取扱いに関する知識を高める実務研修を導入し、評価する。また、入職時の教育、院内巡回による自主点検を実施する。

### 3) 情報公開

院内で発生した感染性廃棄物に関して周辺地域の信頼を確保するために、感染性廃棄物発生から最終処分に至るまでの情報の公開に努める。また、委員会等で決定した事項についても公開資料として各現場担当の職員全員に情報がいきわたるようにする。

## 感染性医療廃棄物処理手順

### (1)定義

感染性医療廃棄物とは、病院から排出される廃棄物のなかで、患者の体液が付着したもの全て及び毒性のある薬物で汚染されたものの全てを対象とする。感染性のゴミ箱は清潔な物との距離を1m以上あけて設置する。

### (2)分別・回収方法

#### ①オレンジ色のハザードマーク付きダンボール製の80リットル箱に投棄するもの

紙オムツ	点滴プラボトル	手袋	透析回路
脱脂綿	輸血パック	マスク	弾性針
被覆剤	ボトル+点滴セット	ゴーグル	
ガーゼ	その他チューブ類	ディスポ注射器	その他感染物に使用した貫通性のない物
ストーマ製品		尿コップ	

注意【回収は満タンにせず8割程度とし、三方をガムテープで密封する】

#### ②黄色のハザードマーク付きプラスチック容器20リットル箱／「鋭利な物専用」

注射針	胃瘻用穿刺針	採血用スピッツ	壊れたシリンジ
ペニューラ針	メス刃	各種検体採取容器	アンプル類
エア一針	ナート針	翼状針	注射のバイアル瓶
針捨てボックス	ボトルから外した点滴セット		毒物容器等

#### ③ベッドサイドの感染ゴミの処理方法

##### \*吸引後

- ・手袋、吸引チューブ、アルコール綿は感染ゴミとして扱う
- ・吸引終了後はビニール袋に(ゴム手袋はチューブを内側に包み込むようにして外して)入れ、クローズ状態にして病室から持ち出す
- ・持ち出した感染ゴミは、速やかに汚物室またはナースステーション内の感染性廃棄物箱に廃棄する。ただし、点滴ミキシングのための清潔区域側へは入らない
- ・処理後は必ず流水と石鹼で手を洗う

##### \*回診処置およびオムツ交換後

- ・汚染された紙オムツ、ガーゼ、被覆剤、その他処置に使用した物は感染ゴミとして扱う
- ・処置後の感染ゴミはビニール袋に入れて病室から持ち出す
- ・持ち出した物は、速やかに汚物室の感染性廃棄物の箱に廃棄する。ナースステーションには持ち込まない
- ・処置終了後、回診車のダストボックスに感染ゴミを乗せたまま放置しない
- ・処理後は必ず流水と石鹼で手を洗う

\*点滴終了後

- ・点滴ボトル、点滴セット等は感染性医療廃棄物として扱う
- ・回収した物は、ナースステーション内の感染性廃棄物専用の箱に廃棄する
- ・ただし、点滴ミキシングのための清潔区域側へは入らない
- ・処理後は必ず流水と石鹼で手を洗う

④回収及び処分の方法

- ・大きいダンボール箱は中袋の口を閉じ、さらに外箱の蓋をガムテープで止める
- ・プラスチック箱は、専用の蓋をしっかりと閉める
- ・蓋をした物は速やかに院外へ運び出し、感染性廃棄物保管庫へ収納する  
感染性廃棄物は一般ゴミとは区別して回収運搬し保管も別にする
- ・業者は、月・水・金の週3回(祝日も)回収する。
- ・中間処分場は、高崎市群馬環境リサイクルセンターにて焼却処理される。

(3)保管方法と注意義務

- ①感染性廃棄物は、近くを通る患者が万一触れた場合には大きな事故になる。よって、触ろうとしても触れない保管システム・施錠保管を実施する。
- ②患者が管理区域を通過する場合は、必ず職員が付き添い、安全確保に努める。

(4)感染性医療廃棄物の搬出手順、取り扱いルール

- ①感染性医療廃棄物(ハサードマーク付き箱)の回収時、8割程度で蓋をしてガムテープで密封する。ビニールの内袋を抜き出したり、箱から箱へ移し替えたりは絶対に禁止。
- ②清掃員による院外への搬出時間は、患者が大勢集まるような時間帯を避け、朝6時～7時、午後1時、及び午後3時30分に定期巡回回収を行う。
- ③その他時間外は各現場の職員が必要に応じて院外の廃棄物保管庫まで運ぶ。日祝日の場合も同様に職員が運び出す。院内への一次保管はしない。
- ④運び出す場合のエレベーターはA棟のみ使用する  
(B棟のエレベーターは食事の運搬を行うため、清潔扱いとする)
- ⑤エレベーター使用時は、患者・家族等とは同乗しない  
(途中でエレベーターに乗る人がいた場合は、「只今廃棄物回収中のため同乗できませんのでお待ち下さい」と話す)
- ⑥搬出時の注意点
  - ・感染ゴミ運搬中に人とすれ違う場合は、一旦停止し壁際に寄り、注意を促す  
(感染性医療廃棄物との距離は1m以上離す原則)
  - ・一般ゴミと同時に同じ台車に乗せない
  - ・台車は押すのではなく、前から引き運搬する、前方注意！！
  - ・必ずゴム手袋・エプロン・マスクを使用し、処理後には廃棄する(次の仕事に同じ手袋等を使用しない)
  - ・院外への出口は、職員出入り口を使用する。正面玄関から出ない。

## 別紙3

### ⑦病室のゴミ回収について

- ・手袋・マスクを着用する
- ・手袋、吸引カテーテル、紙オムツ、ガーゼ等の感染性医療廃棄物が混入していた場合には、看護職員へ通報し、回収してもらう。一般ゴミとは一緒に回収しない。

### ⑧その他の注意事項

- ・床は最も不潔な領域であることを認識する。清潔な物は床に置かない。
- ・掃除等で膝を床に着けない。必要な場合はソポーター等の工夫をする。
- ・掃除機は、室内排気しないものを使用する
- ・フェットモップは病室の奥から出口に向かって拭きあげる
- ・掃除終了後のモップはサニタイザーで消毒後、乾燥させて保管する。